平成２３年（フ）第３８号
長野市大字赤沼559番地１
破産者　有限会社丸正車輛整備工場
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
静岡県浜松市浜北区小松363番地
破産者　有限会社野末建設
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
静岡県浜松市北区都田町8497番地の２
破産者　有限会社オーティーシー
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
山口県下松市大字西豊井1211番地、登記簿上の本店所在地山口県周南市野上町２丁目38番
破産者　株式会社ぶん具らんど
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１１４号
香川県高松市常磐町２丁目５番30号
破産者　有限会社オフィス126
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１４８３号
埼玉県戸田市笹目南町２番18号
破産者　有限会社ケーワイ東京
１　決定年月日　平成23年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
埼玉県坂戸市大字石井2866番地３
破産者　株式会社ウイング
１　決定年月日　平成23年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３９号
相模原市南区大野台３丁目29番９号
破産者　株式会社サンライズ
１　決定年月日　平成23年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２５９６号
札幌市東区北17条東15丁目４番20号
破産者　株式会社鼎コーポレーション
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６号
盛岡市桜台３丁目１番３号
破産者　有限会社三上内装
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７７号
群馬県伊勢崎市田中島町69番地５
破産者　渡邊　洋右
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
群馬県伊勢崎市田中島町69番地５
破産者　前産建設株式会社
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
千葉県香取市津宮1232番地
破産者　本宮　清志
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第５３２号
東京都三鷹市中原４丁目19番９号
破産者　株式会社廣世組
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７９号
川崎市川崎区観音１丁目２番20号
破産者　株式会社ドリームキャスト
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
三重県四日市市高浜町10番24号
破産者　有限会社丸和重機建材
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
三重県四日市市桜新町１丁目194番地
破産者　近藤　愛美
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
三重県四日市市山田町2127番地
破産者　有限会社ハシモト工芸
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１３７０号
大阪市中央区南本町１－３－２　三星南本町ビル８Ｆ号棟、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区島之内１丁目15番19号
破産者　株式会社ワールドマーサー
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３１３号
大阪市東成区東今里３丁目11番24号
破産者　株式会社松尾商店
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６６０号
大阪市天王寺区逢阪１丁目３番17号
破産者　株式会社ソフィア
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８２６号
大阪市生野区巽西２丁目７番18号
破産者　大阪岸和田交通株式会社
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部